平成２３年（フ）第３７号
愛媛県松山市祝谷２丁目２番24号
債務者　近藤　伸二
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
愛媛県東温市上林乙860番地の１
債務者　山内　且宣
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　渡辺　由美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６８号
宮崎県西都市白馬町22番地　野口貸家、前住所宮崎県西都市下妻６番地　市営再開発住宅335号
債務者　日髙真里子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
宮崎市大字恒久1307番地１　緒方コーポ106号
債務者　岡田　良彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８４号
宮崎市下北方町常盤元982番地　ピュア・シャングリラ103号
債務者　堀口みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県指宿市東方7531番地　全隆会指宿竹元病院　気付、住民票上の住所宮崎県都城市志比田町5016番地２　エレファントマンション１号棟―201号
債務者　平川　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４１号
宮崎県小林市真方609番地３　小川住宅Ｆ号
債務者　吉脇　剛志
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江19―４、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西５番地１
債務者　山倉　和馬
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番10号重田ビル102号
債務者　小俣　雄敬
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６４号
秋田市新屋栗田町21番２―304号
債務者　石塚　久芳
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
福島市仲間町３番31号　サンデュエル仲間町202号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
福島市仲間町３番31号　サンデュエル仲間町202号
債務者　佐藤　瀧枝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4945番地10
債務者　稲垣　和子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
長野市青木島町青木島乙640番地　さつき荘101号
債務者　神谷　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
長野県塩尻市大門三番町１番10号
債務者　百瀬　靖美（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部